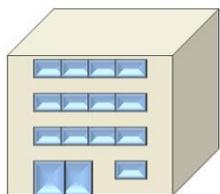




# 安全運転管理者を選任していますか？

**注意**

## 事業所ごとに



※支店や営業所の  
場所ごとに

## 業務用の車の数が



**5** 台以上

または



定員11人以上の車  
(マイクロバス)

**1** 台以上

## 安全運転管理者 の選任が必要です



従業員に対して  
安全運転管理者が  
管理・指導を実施



安全運転指導



飲酒運転防止



運転状況の把握

## 注意事項



**20** 台

普通、大型二輪車は  
0.5台として計算

貨物は大型でも1台  
としてカウント

20台ごとに副安全運転  
管理者1名が必要

安全運転管理者を選任しないと・・・  
50万円以下の罰金（法人も処罰対象）  
届出を怠ってしまうと・・・

5万円以下の罰金（法人も処罰対象）となる場合があります。



安全運転管理者を選任するには  
事業所の所在地の警察署への届出が  
必要です

※ **オンライン**（警察行政手続サイト）での届出  
も可能です

詳細は県警HP  
をご覧ください。

